

在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報
(令和4年度第1四半期：4月～6月)

1. 新型コロナウイルス関連情報

インドネシア政府や日本政府による各種規制等については、新型コロナウイルスの影響で頻繁に変更・追加が繰り返されています。

また、当館管轄州（バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州、東ヌサ・トゥンガラ州：以下当館管轄州と称す）でも各州においてそれぞれ異なる運用をしていることもあるため、当館 HP、在京インドネシア大使館・在大阪インドネシア総領事館、ご利用の航空会社等を通じて必要な関連情報の入手・アップデートに努めてください。

※1：当館 HP（ https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html ）

(1) 新型コロナウイルスの現状

インドネシアの感染状況は一喜一憂の現状ですが、新規感染者数、ワクチン接種状況、感染症対策・医療体制、各種施策の状況等の実情を総合的に勘案した上で、日本国外務省は、4月1日にインドネシアに対する感染症危険情報をレベル3「渡航は止めてください」からレベル2「不要不急の渡航はやめてください」に引下げました。

国内では、徐々に PPKM（社会活動制限）は緩和される方向にありますが、マスク着用、手洗い消毒、ソーシャルディスタンス確保、密な状態を避ける等の感染予防対策は継続して徹底する必要があります。

(2) インドネシア政府の主な入国・移動規制（7月11日現在）

ア インドネシア入国（5月18日付通達第19号）

現在、外国人のインドネシアへの入国に際しては、段階的な緩和が進み、現時点での主な規制や手続き（日本からの入国として記載）は以下のようになっています。

a 主要空港等における特別到着ビザ（VOA、50万ルピア）が運用開始

※ビザ免除（無し）の運用は開始されていません。

b 2回以上のワクチン接種済み証明があれば隔離が免除

※1回のみのワクチン接種の者や健康上の理由でワクチン接種不可の証明書類を持っている者でも、5×24時間の指定隔離が必要となっています。（※7月8日付通達第22号）また、18歳未満の者はワクチン接種証明不要で隔離期間は同伴する親や保護者に合わせるとのことです。

c アプリ Pedulilindungi ダウンロード登録の義務づけ

d 入国時に検温異常や体調異常の者を除いて、入国時の PCR 検査（自己負担）は廃止
※公共交通機関等を利用したインドネシア国内移動も可能であるが、14日間は自主観察が必要とのことです。

※当館注：6月9日付通達（第19号通達への追加通達）によって、医療保険加入証明書の提示が不要となりましたが、予期せぬコロナ陽性や病気・怪我に備え、海外旅行傷害保険への加入をお勧めいたします。詳細は、(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100355791.pdf>) をご参照ください。

イ インドネシア国内移動（7月8日付通達第21号）

州・県・市を跨ぐインドネシア国内移動については、3回以上のワクチン接種が完了していれば PCR 検査や抗原検査の陰性証明提示は不要、ワクチン接種が2回済みの者は PC

R 陰性証明（3×24 時間以内）又は抗原検査陰性証明（1×24 時間以内）の提示が必要、1 回済み又は健康上の理由でワクチン接種ができない者は PCR 陰性証明（3×24 時間以内）の提示が必要とされています。なお、6 歳以上 17 歳以下の者は、2 回のワクチン接種証明書を示せば、PCR 検査又は抗原検査の陰性証明書は不要とされました。

※詳細は、7 月 11 日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100369221.pdf>）参照ください。

※当館から当局に確認したところ、前記国内移動の検査要否に関する規定は、概ね州を跨ぐ移動（航空機・船舶・その他公共交通機関での移動）に適応され、同州内での移動（例：バドゥン県～ギャニャール県等）には適用されないとの情報です。

(3) 出入国に際する国内線移動（7 月 12 日現在：当館にて関係機関に確認）

ア インドネシア入国時

インドネシア入国時に目的地までインドネシアの国内線を乗り継がなくてはならない場合、前記 1. (2) イの通達第 21 号の規制が適用され、ワクチン接種回数に応じて規定時間内の PCR 陰性証明や抗原検査陰性証明が必要となりました。

イ インドネシア出国時

インドネシア出国時に国内線を乗り継がなくてはならない場合、従来通りワクチン接種証明は不要であるが、前記 1. (2) イの通達第 21 号の規制が適用され、ワクチン接種回数に応じて規定時間内の PCR 陰性証明や抗原検査陰性証明が必要となりました。ただし、日本への帰国の場合には、概ね日本入国用の PCR 陰性証明で時間的に対応可能と思われます。

(4) 日本政府による主な入国・移動規制（7 月 11 日現在）

ア 日本入国（※インドネシアは日本の水際対策措置（28）の「青」区分に該当）

6 月以降、ワクチン接種の有無に関わらず、入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めないこととなりました。また、入国後 24 時間以内に空港から自宅等待機の場所へ移動する場合には、必要最小限のルートに限定してワクチン接種の有無に関わらず公共交通機関の利用が可能とされています。

a 出発前 72 時間以内に検体採取された PCR 検査陰性証明
（推奨書式：<https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf>）

b 誓約書（隔離順守等）の提出

c スマホへのアプリ（MySOS）導入・登録と位置情報設定

d 質問票（連絡先や国内滞在先等）の提出

オンラインで事前に各種書類等の登録を行う「ファスト・トラック」制度を利用すれば、入国時の手続きを簡素化することができます。

※詳細は、厚生労働省のウェブサイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html）をご確認ください。

※「ファスト・トラック」制度の詳細は、ウェブサイト（<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>）をご確認ください。

イ 日本国内移動

新型コロナウイルス感染等がなければ、ワクチン接種の有無や陰性証明書の提示等の規制はありません。

2. 犯罪情勢（4月～6月）

（1）一般犯罪（窃盗・詐欺等）

当館管轄州において、日本人関連の窃盗事案発生認知は特にありません。バリでは観光客の受入れ再開と同時に、繁華街に外国人旅行者の姿が戻り始めましたが、それと同時にひったくりやスリ、置き引き等の外国人窃盗被害情報が報道で散見されるようになってきました。観光地やショッピングモール等の人が多く往来する場所に出かける際は、所持品等の管理に注意を払う必要があります。

（2）凶悪犯（強盗・殺人・強姦等）

当館管轄州において、日本人関連の事案発生は特にありません。

（3）薬物犯（大麻・覚せい剤等）

当館管轄州において、日本人1名が大麻所持で逮捕されています。また、薬物犯罪の事件検挙報道が多くなっており、バリ州警察によれば、クタやチャングー周辺のエリアでは外国人による薬物事犯が増加傾向にあるとのことで、各種報道等を通じても警鐘を鳴らしており、特に注意が必要です。

（4）その他の犯罪

当館管轄州において、日本人関連の粗暴犯、風俗犯、略取・誘拐等の発生は認知していませんが、不動産トラブルや金銭トラブル等の相談が散見されます。

（5）入国管理法・国外退去処分等

現在、インドネシア入国管理局は外国人の資格外活動や不法残留等の取締りを強化しています。特に、投資家ビザでインドネシアに滞在されている方は、各人の滞在資格で可能な活動範囲を確認し、資格外活動として取締りを受けないよう注意してください。

3. テロ・爆発物事件情勢（4月～6月）

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報もありませんが、インドネシア国内の他の地域では、テロ事件の発生とテロリスト検挙報道が続いており、引き続きテロの標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等、自身の安全確保に努める必要があります。

本年は2002年のバリ爆発物テロから20周年の節目の年となることに加え、11月末までの間は当館管轄州において断続的にG20関係会合が開催されることから、テロへの継続した注意が必要です。

4. デモ・抗議活動等（4月～6月）

当館管轄州において、パプア出身学生等による小規模なデモは時折発生しておりますが、大きな混乱を発生させたものではありません。しかしながら、原油情勢に起因する物価高騰に反対するデモがジャカルタ等でも頻繁に発生しており、当館管轄州でも注意が必要です。

5. 交通事故等（4月～6月）

観光再開で交通量が増えつつあり、各所で交通事故の発生が目につきます。現在のところ、在留邦人から大きな交通事故被害の報告は受けておりませんが、外国人の交通事故も増

加傾向にあるようです。安全確認の徹底、ヘルメットの装着、走行速度を控える等、重大な事故に遭わないための防御運転を励行する必要があります。

また、日本とインドネシアは加盟する国際免許に関する条約が異なるため、日本の国際免許でインドネシア国内での運転は無免許運転となり、万一の交通事故や違反発覚の場合には身柄拘束を含む重大な案件に発展しかねませんので、当館管轄州において車両を運転する場合は、必ずインドネシアの運転免許を取得するようにしてください。

6. 自然災害（4月～6月）

（1）地震関連

当館管轄州周辺では大規模な地震は発生しておりませんが、フローレス島沖合等ではマグニチュード2～5程度の地震が時折発生しているため、万一来に備え、避難場所、緊急連絡先、避難用具等の準備・点検が推奨されます。

（2）火山関連

当館管轄州では、2020年11月に噴火した東ヌサ・トゥンガラ州のレウオトロ山（警戒レベル3：避難準備・火口半径4キロ立入禁止）が活動状態を継続しています。バリ州のアグン山は、「警戒レベル1：ノーマル・立入制限なし」と落ち着いています。

（3）大雨・洪水関連

現在は乾期に入り目立った洪水等は発生していませんが、局地的なスコール等の大雨が時折発生しており、先日もバリ州のウブド地区で冠水が発生するなどの急激な天候の変化には注意が必要です。

7. その他の感染症情報（4月～6月）

（1）デング熱

当館管轄州でもデング熱感染の報道が散見されます。デング熱は蚊を媒体とするため、屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊にさされないように注意が必要です。

（2）狂犬病

郊外や地方村落等において、狂犬病疑いの咬傷案件報道が増加しています。狂犬病は、発症後ほぼ100%死亡に至る危険な感染症です。野良犬や野生動物への接触は避け、万一それらに咬まれた場合は傷口を丁寧に洗浄し、ワクチン接種の要否等について医師に相談してください。

（3）口蹄疫

人間の感染症ではありませんが、ロンボク島などでは牛などの家畜に口蹄疫感染が広がっており、発生地では政府による感染肉等の販売流通を規制する方策がとられています。口蹄疫は人間に感染することはないと言われておりますが、100%感染しないとは言えないとも言われています。不審な死を遂げた家畜の肉や流通ルートが不明な肉類の摂取をしないよう注意してください。

8. 対日感情（4月～6月）

対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。

9. 日本企業の安全に関わる諸問題（4月～6月）

認知していません。

10. 援護事案・その他（4月～6月）

（1）邦人援護事案の傾向

ア 高齢者の死亡

最近、高齢の在留邦人がお亡くなりになる事例が以前に比べて増加しています。

日本政府は、海外でお亡くなりになった日本人の葬儀費を負担できません。持病や体調に悪化の兆しが見られる場合は、早期に日本へ帰国し治療を受けることをお勧めします。また、インドネシアで人生の終点を希望される場合は、死後、知人等に金銭的迷惑をかけないためにも、元気なうちに「生前整理（万一の場合の希望措置や費用、連絡先等の準備）」をされることを強くお勧めします。

イ 不法在留・資格外活動

インドネシアのビザ申請手続きに関して、エージェントやスポンサーの手続き不備や失念等で在留邦人が不法残留となる事案が見られます。ご自身の申請・手続きを代理人に任せきりにせず状況を確認し、問題ある場合には問題の所在を把握の上、早期に対処してください。

また、外国人のインドネシア国内での就労や投資に関して、入国管理局は取締りを強化する方針を示しています。当地入国管理局の説明によれば、外国人の活動可能範囲についてはビザの種別ごとの画一的な線引きはなく、各人（又はエージェントやスポンサー）が許可取得時に手交されている書類に詳細が記載されているとのことです。そのため、この機会に自身の許可書類等の内容を確認の上、活動可能範囲を理解して行動することをお勧めします。また、活動可能範囲等に関して自身で不明な場合は、エージェントやスポンサー、申請された入国管理局等に照会することをお勧めします。（参考：入管法違反に対するインドネシアの罰則規定は、最大5億ルピアの罰金及び最長5年間の禁固、国外退去強制処分とされています。）

ウ 旅行者の新型コロナ感染

観光用到着ビザ（VOA）の運用開始で、日本からの観光客も復活しつつありますが、6月に入ってから、観光滞在後の日本帰国に際したPCR検査で陽性となる相談が連続しています。日本帰国用PCR検査で陽性結果となれば、ホテル等での最低5日間（最大10日間）の滞在を経てPCR検査の結果が陰性となるまで帰国ができない状態になります。VOA入国においては海外旅行保険証明の提示は不要となりましたが、万一の場合（当地でのコロナ感染やその他の感染症、交通事故等）に備えた海外旅行保険への加入を推奨します。

（2）節度あるSNS等の投稿

外国人の言動は注目を浴びやすく、特にコロナ禍においてはSNS等の投稿を発端とした外国人の保健プロトコル違反や不適切投稿等が大きなトラブル（いわゆる炎上）に発展した事案が見られます。中にはSNS投稿内容を元に捜査機関等から取調べを受ける事案も発生しています。こうした事案は、投稿者の画像や氏名が報道で取り上げられ、投稿者の意図しない大きな事態に陥りかねません。また、捜査機関はSNS等の投稿監視も行っており、状況に応じて事件化や国外退去強制等の嚴重処分をとっています。

（3）在留邦人の孤独・孤立対策

外務省では、海外在留邦人の孤独・孤立対策のため、日本国内の NPO 5 団体と連携し、チャットや SNS を通じた直接相談支援の取り組みを行っています。人には言えない悩みや不安等をお抱えの方は、専用の外務省 HP (<https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>) に掲載されている各団体の窓口までご相談ください。

(了)